

外務省調査月報 1994 年№.1 掲載の外務省条約局法規課長 伊藤哲雄「第二次世界大戦後の日本の賠償・請求権処理」より、p 112 からの本文約 2 頁分と関連脚注を抜粋

(3) 外交保護権の放棄

日本政府は、戦時中の日本の行為により受けた損害により、韓国等の分離地域や連合国の国民より提起されている損害賠償請求に関して、個人の請求権の問題についても、サン・フランシスコ平和条約や日韓請求権・経済協力協定等の戦後処理の条約により、国家間の問題としては解決済みとの一貫した立場を取っている。又、これらの条約において規定する「国家が国民の請求権を放棄する」という文言の意味は、上記(2)で述べた個人が有する(又は有すると主張される)国内法上の個人の請求権自体を放棄するものではなく、国際法上、国家が自国民の請求権につき国家として有する外交保護権を放棄するものであるとの解釈も、日本政府がこれまで一貫して取ってきているところである(注61)。

外交保護権とは、「私人が他国の国際違法行為によって損害を受けた場合に」その属する本国が有する「これを保護する国際法上の権利」である(注62)。戦時中の行為により生じた個人の請求権の問題を含め、外国の国際違法行為を追及するための国際法上の請求権を行使しうるのは、その個人の母国たる国家であり、その国民の受けた損害を国家自身の法益の侵害として捉え、国家が自己の資格において外交保護権を行使して加害者に対して請求することになる。これが外交保護権の行使であり、請求により加害国から一定の支払いを受領した場合、あるいは何等かの政策判断で請求権(外交保護権)を放棄した場合、いずれの場合でも、被害者自身がどの程度の金銭的補償が受けられるかは、求償国の内部問題である。このことは、戦争賠償を受けとった戦勝国とその国民との関係についても適用される(注63)。

(4) 日韓請求権・経済協力協定第 2 条の請求権

前記 3(2)の通り、日韓請求権・経済協力協定第 2 条第 1 項は、サン・フランシスコ平和条約第 2 条(a) に規定する朝鮮の分離独立により、日韓両国間で処理を要することになった両国及び両国民間の財産・請求権の問題が、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認し、それを受けて、第 3 項において、日韓両国は、協定の対象となる財産・請求権について、具体的に如何なる措置を取るかは相手国に委ね、お互いに如何なる主張もできない旨合意した。この規定は、両国民の財産・請求権については、日韓両国が有している外交保護権を相互に放棄したことを確認するものであって、いわゆる個人の財産・請求権自体を国内法的な意味で消滅させるものではない。

こうした合意を受けて、日本では、前述の通り、「大韓民国等の財産権に対する措置法」(昭和 40 年)を制定して、日本の管轄下にある韓国及び韓国民の財産を消滅させる措置をとった。他方、協定に規定される請求権を消滅させる国内法上の措置が取られていないため、個人の請求権は未だ残っているのではいかとの疑問が呈されるが、この協定上「請求権」の意味は、「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められる全ての種類の実態的権利」(合意議

事録 2a)である「財産(及び権利、利益)」に該当しないような、法律的根拠の有無が問題となっていていわゆる「クレームを提起する地位」をさす概念であり、したがって、実体が不明確である以上、国内法により処理する必要が無かった訳である。すなわち、当時の国内法に照らして、実体のある権利については(もしそういうものがあるとして、国内法上請求権と呼ばれる権利も含め)一切消滅させているのであって、残っている請求権とは、当事者に異論がある場合の「クレームを提起する地位」であり、例えばそれについて裁判所に提訴することまで妨げていないとの意味である。この関連で、現在日本の裁判所で争われている戦後処理関係の訴訟は、日韓請求権・経済協力協定関連が大部分であり、請求権放棄の意味についても争われているので、その行方が注目される。

(注 46)在外財産の処分権を連合国に認めたことについて、国に法律上の補償の責任はないとの日本政府の見解を補強するものとして、昭和 43 年 11 月 27 日付の最高裁大法廷判決がある。この判決は、日本国民の在カナダ財産が、サン・フランシスコ平和条約第 14 条に基づきカナダ政府により処分されたことに関して、当該財産の旧所有者が国の補償責任を追及して提訴したものであるが、同判決は、(イ)原告の被った被害は、「敗戦と言う事実に基づいて生じた一種の戦争損害」であり、「他の種々の戦争損害と同様、多かれ少なかれ、国民の等しく堪え忍ばなければならない止むを得ない犠牲」であって、(ロ)かかる場合の補償については、憲法 29 条 3 項の全く予想しないところ」であり、国に補償の義務はないとしている。

(注 61)日本政府は、上記(注 46)の在カナダ日本財産訴訟、シベリア抑留訴訟等において、戦後処理関係の条約に規定する国民の財産・請求権放棄の意味について、国(政府)と国民は異なる権利主体であり、論理的にも国が国民個人の財産・請求権を放棄することは出来ない等として、外交保護権放棄論を主張した。これに対しては、(イ)第二次大戦後のイタリア、ハンガリー等枢軸国 5 ヶ国との平和条約における個人の請求権放棄に関する規定は、当該枢軸国が「国民のために(on behalf of)」請求権を放棄する、そして「すべての請求権は消滅させられる(be extinguished)」と規定しており(例えば、イタリア第 76 条、ハンガリー第 32 条)、国家が国民の権利を放棄し得る如き書き振りになっている、(ロ)「国及び国民の請求権を放棄する」との規定のうち、国の外交保護権の放棄は「国の請求権」の放棄の方に含まれるのであって、「国民の請求権」とは関係ない、(ハ)国家は、適当な補償を行うことにより、国民の私権を消滅させることが出来るのであって、必要な国内措置をとれば、条約で個人の権利を放棄することも法理論的には可能である等の反論がある。尚、サン・フランシスコ講和会議において、オランダ代表は、第 14 条(b)で連合国が放棄することに同意した「国民の請求権」の正しい解釈として、各連合国政府が、条約発効後に自国民の私的請求権が消滅するように、そうした請求権を没収すること(expropriation)を含むものではない旨述べている(外務省サン・フランシスコ会議議事録 英文 p.219)

(注 62)山本草二「国際法」p.541 外交保護権は、国際法上の国家の固有の権利であり、国家独自の判断で、行使、不行使が決定され、その結果について自国民に補償の義務が当然に生じるものではない。

(注 63)入江前掲書 p. 248

[→HOME](#)